

令和3年第12回日進市農業委員会議事録

招 集 年 月 日	令和3年12月23日(木)
招 集 の 場 所	日進市役所北庁舎2階 会議室
開 会	令和3年12月23日(木) 15時57分
出 席 委 員	<p>会長 6番 市川 豊 会長 総計 16人</p> <p>委員 2番 尾関 洋子 委員 3番 萩野 淑子 委員 4番 牧 正行 委員 5番 伊藤 修 委員 7番 山本 裕子 委員 8番 萩野 章 委員 9番 田口 菜穂美 委員 10番 村瀬 和樹 委員 11番 武田 住男 委員</p> <p>推進委員</p> <p style="padding-left: 40px;">浅井 昌行 委員 加藤 秀幸 委員 内藤 勝司 委員 堀之内 済 委員 眞野 賢一 委員 村瀬 勝美 委員</p>
欠 席 委 員	1番 和田 義雄 委員
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	<p>事務局 局長 祖父江 直文 次長 岡田 剛 係長 今井 康太 主事 増田 成美</p>

<p>付議事項</p>	<p>議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号</p> <p>専決第1号 専決第2号 専決第3号</p>	<p>農地法第3条第1項の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日進市農用地利用集積計画について 農地法第3条第2項に規定する下限面積（別段の面積）について</p> <p>農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について 農地法第18条第6項の規定による通知について</p>
-------------	--	---

開会	<p>事務局長</p> <p>会長</p> <p>事務局 会長 事務局</p>	<p>出席者が定足数に達しているので、令和3年第12回農業委員会の開催を宣言する。</p> <p>それでは会長より挨拶をいただいた後、議事の取り回しをお願いします。</p> <p>(会長の挨拶)</p> <p>それでは令和3年第12回農業委員会を始めます。</p> <p>議事録署名者に7番の山本 裕子 委員と、8番の萩野 章 委員を指名する。</p> <p>議案第1号を上程。</p> <p>事務局に議案の朗読を命ずる。</p> <p>議案書朗読</p> <p>8番と9番の案件について、事務局に説明を求める。</p> <p>8番の案件について説明します。</p> <p>申請地は藤島公会堂から北に約480メートルの位置に所在し、現況は田で水稻を栽培しており、面積は946㎡です。</p> <p>申請者は年間260日程度農施業に従事しており、その農作業暦は13年ほどになります。</p> <p>農業用機械は、トラクター2台、耕うん機2台、田植え機4台、コンバイン3台、乾燥機3台、粃すり機2台、防除機1台、育苗機2台、軽トラック、普通自動車を所有しています。</p> <p>この度、申請者は申請地を取得し、営農地を拡大するために今回の申請に至りました。</p> <p>なお、申請者は79歳と高齢ではありますが、体も健康で営農意欲もあり、農業基盤確立のため、農地を管理して行く旨の理由書も添付されています。</p> <p>申請地ではビニールハウスでキクラゲやシイタケ等のきのこ類の栽培を予定しています。</p> <p>続いて9番の案件について説明します。</p> <p>申請地は日進東小学校から東に約290メートルの位置に所在しており、現況は田で水稻を栽培しており、面積は2筆合計で1,304㎡です。</p> <p>申請者は年間150日程度農作業に従事しており、その農作業暦は30年ほどになります。</p> <p>農業用機械は、トラクター1台、田植え機1台。コンバイン1台、軽トラック1台を所有しています。</p> <p>この度申請者は、申請地を取得し、営農地を拡大するために</p>
----	---	--

	会長 事務局	<p>今回の申請に至りました。</p> <p>なお、申請者は70歳と高齢ではありますが、体も健康で営農意欲もあり、営農基盤確立のため、農地を管理していく旨の理由書も添付されています。</p> <p>申請地では、水稻の栽培を予定しています。</p> <p>議案第1号について、事務局に補足説明を求める。</p> <p>8番について、農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障ありません。</p> <p>第1号、取得後全部効率的に利用できるかについては、現地確認の結果全て耕作されています。</p> <p>第2号、農地所有適格法人以外の法人については、該当ありません。</p> <p>第3号、信託によるかどうかについては、該当ありません。</p> <p>第4号、取得後において常時従事する見込みがあります。</p> <p>第5号、下限面積について、取得後の面積は3,000㎡を超えています。</p> <p>第6号、転貸するかどうかについては、該当ありません。</p> <p>第7号、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかについては、現地調査の結果特に支障はありません。</p> <p>続いて9番について、農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障ありません。</p> <p>第1号、取得後全部効率的に利用できるかについては、現地確認の結果全て耕作されています。</p> <p>第2号、農地所有適格法人以外の法人については、該当ありません。</p> <p>第3号、信託によるかどうかについては、該当ありません。</p> <p>第4号、取得後において常時従事する見込みがあります。</p> <p>第5号、下限面積について、取得後の面積は3,000㎡を超えています。</p> <p>第6号、転貸するかどうかについては、該当ありません。</p> <p>第7号、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかについては、現地調査の結果特に支障はありません。</p>
--	-----------	---

	<p>以上により、農地法第3条第1項に規定する許可の見込みがあると思われます。</p>
<p>会長</p>	<p>議案第1号の内容について、委員に対し、意見、質問を求め</p>
<p>委員</p>	<p>る。</p> <p>8番の案件について、申請者は現在一人で他の農地を耕作しているのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>家族で耕作をしています。</p>
<p>会長</p>	<p>特に意見がないことを確認して議案第1号の採決を宣言。</p>
<p>会長</p>	<p>(挙手全員)</p> <p>議案第1号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p>
<p>会長</p>	<p>続いて、議案第2号を上程。</p> <p>事務局に朗読を命ずる。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書朗読</p>
<p>会長</p>	<p>26番から30番の案件について、事務局に説明を求める。</p>
<p>事務局</p>	<p>26番の案件について説明します。</p>
	<p>申請地は、米野木駅から南西に約360メートルの位置に所在し、現況は雑種地で作付けはされておらず、面積は3筆合計で5,487㎡です。</p>
	<p>申請者は、昭和58年に設立し、主に放送・情報機器用ケーブル、配線板及び光ケーブル等のハーネス加工品の製造販売を行っています。</p>
	<p>申請地は親会社が多目的グラウンドとして利用する目的で平成7年に許可を受けていましたが、地目変更登記を失念しており、登記地目が農地として残っている状況です。</p>
	<p>地目変更を行うにあたり、法務局より平成7年の許可時の転用目的である多目的グラウンドと現況が異なるため地目変更が認められず、転用目的を工場の建築に変更し、再度許可申請を行うものです。</p>
	<p>排水については、汚水は浄化槽で処理した後、申請地北側の既設水路に放流、排水については調整池に流入後、申請地北側の既設水路に放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われ</p>
	<p>ます。</p> <p>続いて、27番の案件について説明します。</p>
	<p>申請地は、北新田保育園から東に約290メートルの位置に所在し、現況は駐車場で、面積は566㎡です。</p>

		<p>申請者は昭和62年に成立し、申請地の隣接地において平成元年に教会を建築しました。</p> <p>建築後、車で多くの訪問者があり、近隣において駐車場を確保する必要が生じたため、申請地を32年間農地法の許可を受けずに駐車場として利用していたため、今回違反状態を是正するために申請をするものです。</p> <p>排水については、雨水は申請地南側の集水桝に集水し既設道路側溝に放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>続いて、28番について説明します。</p> <p>申請地は南小学校から北東に約190メートルの位置に所在し、現況は畑で作付けはされておらず、面積は489㎡です。</p> <p>申請者は、現在名古屋市の賃貸マンションにて夫と二人で暮らしています。</p> <p>今後の家族計画を考えると、現在の住まいでは手狭になること、母が精神障害を患っており、高齢の父が現在は一人で介護をしているため、介護を手伝うために本家の近くで住宅の建築を計画したものになります。</p> <p>申請者に自己所有地はなく、両親に相談したところ、母が所有する申請地を利用しても良いという承諾を得ることができたため、やむを得ず申請地を選定したものになります。</p> <p>排水については、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに申請地北側の既設道路側溝に放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>続いて、29番について説明します。</p> <p>申請地は、学校給食センターから西に約220メートルの位置に所在し、現況は畑で作付けはされておらず、面積は27㎡です。</p> <p>申請者は外構業を営んでいますが、自宅は借家のため、現在藤枝町に資材置場を賃借し営業している状況です。</p> <p>藤枝町の借地を貸主より、今年度中に返還を求められているため代替地を探していたところ、申請地の所有者より使用しても良いという承諾を得ることができたため、やむを得ず申請地を選定したものになります。</p> <p>また、一体利用地の隣接地の面積は273㎡ですが、北側は用水路に向かってのり面になっているため、有効面積としては</p>
--	--	--

	会長 事務局	<p>狭くなること、今後資材を増やすことを考えると申請地を一体で利用する必要があるため選定したものになります。</p> <p>排水については、雨水は砕石敷で自然浸透するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>続いて、30番について説明します。</p> <p>申請地は、東部保育園から西に約440メートルの位置に所在しており、現況は駐車場で、面積は722㎡です。</p> <p>申請者は、平成30年に成立し、自動車の買取販売業を行っております。</p> <p>現在米野木台三丁目にて10台分の駐車スペースを賃借し営業を行ってきましたが、事業拡大に伴い手狭になること、住宅地の中にあり近隣に迷惑がかかることから代替地を探していたところ、申請地の所有者より承諾を得ることができたため、農地法の許可を受けず利用しているものになります。</p> <p>今回、違反転用を是正するために申請をするものです。</p> <p>排水については、雨水は申請地南側の既設水路に放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>議案第2号について、事務局に補足説明を求める。</p> <p>26番について、権利の種類は賃借権の設定、転用目的は工場を建築するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であるため、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、周辺において適地が見当たらず、申請地以外の適地はありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については借入金で造成します。また、転用の妨げとなる権利を有する者については、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、令和4年1月21日から令和4年9月15日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については該当ありません。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、隣接の宅地と一体利用します。</p>
--	-----------	--

		<p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>続いて、27番について、権利の種類は所有権の移転、転用目的は駐車場として利用しているものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であるため、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、周辺において適地が見当たらず、申請地以外の適地はありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については自己資金で造成します。また、転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、平成元年に工事は既に終了しています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については該当ありません。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>続いて28番について、権利の種類は使用貸借権の設定、転用目的は専用住宅を建築するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、水道、ガスパイプが埋設された幅員4メートル以上の道の沿道の区域で、2つの公共施設等が500メートル以内にある農地のため、原則転用可能な3種農地と判断されますので、支障ありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については自己資金で造成します。また、転用の妨げとなる権利を有するものについては、</p>
--	--	---

	<p>該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、令和4年2月21日から令和4年7月30日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、都市計画法の申請がされています。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>続いて29番について、権利の種類は所有権の移転、転用目的は資材置場として利用するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であるため、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、周辺において適地が見当たらず、申請地以外の適地はありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については自己資金で造成します。また、転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、令和4年2月1日から令和4年2月15日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については該当ありません。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、隣接の原野と一体利用します。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当あ</p>
--	---

		<p>りません。</p> <p>続いて30番について、権利の種類は賃借権の設定、転用目的は駐車場として利用しているものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であるため、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、周辺において適地が見当たらず、申請地以外の適地はありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については借入金で造成します。また、転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、令和4年3月1日から令和4年3月30日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については該当ありません。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>議案第2号の内容について、委員に対し、意見、質問を求めらる。</p> <p>26番について、地目は田になっているが現況が雑種地になっているのはこれまで利用がされていなかったのか。</p> <p>平成7年に許可を受けた際に造成はしてありますが、転用目的であるグラウンドとしての様相を呈していないため、法務局で地目変更登記が認められず今回の申請に至りました。</p> <p>工場の建築面積はどの程度か。</p> <p>建築面積は約2,700㎡です。</p> <p>27番について、駐車場として利用していたのか。</p> <p>所有者の了解を得た上で利用し続けており、農地法の手続きを受けずに利用していたため、今回始末書を添付して申請して</p>
	会長	
	委員	
	事務局	
	委員	
	事務局	
	委員	
	事務局	

		います。
会長		特に意見がないことを確認して議案第2号の採決を宣言。 (挙手全員)
会長		議案第2号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。
事務局		続いて、議案第3号を上程。事務局に説明を求める。 (議案内容説明)
会長		議案第3号の内容について、委員に対し、意見質問を求める。
委員		4番について、利用権の設定を受ける者が現に耕作又は養畜の事業に供している農地の面積が0㎡なのはなぜか。
事務局		こちらの案件は、9月の案件で一度利用権設定をしています が、所有者との契約内容で祖語があり、一度解約して再度権利設定をしています。
		農地の面積は、現時点での面積のため0㎡になっています。
委員		7番について、現時点の面積と利用権設定を受ける面積が同じなのはなぜか。
事務局		こちらの案件は、更新の案件になり既に申請地で営農をしているため経営面積は変わりません。
委員		集積については、どのように指導しているのか。
事務局		農地の集積に関しては、岩崎を中心として耕作をしている法人がいます。 今後、集積面積を増やしていく方針のため事務局としても、耕作放棄地などの農地の所有者に意向確認を行い働きかけを積極的に行っています。
会長		特に意見がないことを確認して議案第 号の採決を宣言。 (挙手全員)
会長		議案第3号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。
事務局		続いて、議案第4号を上程。事務局に説明を求める。 (議案内容説明)
会長		議案第4号の内容について、委員に対し、意見質問を求める。
委員		下限面積は市町によって異なるのか。
事務局		市町村によって面積は異なります。
委員		3, 000㎡農地を所有していれば3条許可を受けることはできるのか。
事務局		面積要件に加え、様々な要件と照らし合わせて総合的に判断を

	<p>会長</p> <p>事務局</p> <p>会長</p> <p>会長</p> <p>会長</p> <p>(16:57)</p>	<p>行います。</p> <p>議案第4号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>特に意見がないことを確認して議案第4号の採決を宣言。</p> <p>続いて、専決について一括にて事務局に報告を命じる。</p> <p>(事務局より専決について一括で報告)</p> <p>専決1号 3条届出 2件</p> <p>専決2号 5条届出 10件</p> <p>専決4号 18条通知 6件</p> <p>専決の内容について委員に対し意見、質問を求める。</p> <p>(意見なし)</p> <p>その他連絡事項について事務局に報告を求める。</p> <p>(事務連絡)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回の農業委員会 <p>(令和3年1月28日(金))</p> <p>午後3時 北庁舎2階 会議室)</p> <p>特に意見がないことを確認し、全議案の終了及び閉会について宣言</p>
--	---	--

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年 月 日 議事録署名者 7番委員

議事録署名者 8番委員